

目 次

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止のための組織
 - (1) 名称
 - (2) 構成員
 - (3) いじめの深刻度による行動レベル
 - (4) 年間計画
 - (5) 取組状況の把握と検証（PDCA）

第2章 いじめ未然防止のために

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの防止のための措置
 - (1) 平素からいじめの共通理解を図るために
 - (2) いじめに向わない態度・能力を育成するために
 - (3) いじめが生まれる背景を踏まえた指導上の注意点

第3章 早期発見のために

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの早期発見のための措置

第4章 いじめが生起した時の対応

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応
- 3 いじめられた児童又はその保護者への支援
- 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
- 6 ネット上のいじめへの対応
 - 資料1 問題行動への対応チャート
 - 資料2 いじめ発見チェックシート

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

泉南市では、「泉南市子どもの権利に関する条例」が制定され、本市に生まれ育つすべての子どもが「生まれてきてよかった」と心から思えるそんな「子どもにやさしいまち」の実現をめざしている。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、小規模校ゆえに学級集団の状況把握がしやすい状況にあり、ともすれば「いじめ」などの問題行動は、「起きない」ものとする固定観念が生まれやすい。そこで、すべての教職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ子どもはいない。」という基本認識に立ち、すべての子どもが「いじめのない明るく元気で楽しい学校生活」を送ることができるようにするため、改めて身を引き締める思いでこの学校いじめ防止基本方針を定める。

基本姿勢として、以下のことを大切にする。

- (1) すべての教職員が、鋭い人権感覚を培い、いじめを許さない、見過ごさない学級、学校づくりに努める。
- (2) 子ども一人ひとりに、自尊感情（自己有用感）を育む教育活動を推進する。学力面では、すべての教員が公開授業を行い、わかる授業の構築に努めるとともに、体験活動など工夫してすべての子どもが活躍の場があるようにする。
- (3) 子ども一人ひとりに対する日々の観察を怠らず、些細な言動にも敏感に反応できるセンスを磨き、いじめの早期発見に努める。
- (4) 日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- (5) いじめが生じた場合、有効と判断した場合は外部関係機関と連携し、当該の子ども心のケアを保障するとともに早期解決を図る。
- (6) 学校と家庭が連携協力して事後指導にあたる。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、教務主任、指導教諭、生徒指導担当 年4回定期開催する

(3) いじめの深刻度による行動レベル

レベル	深刻度	状況等	開催	構成メンバー
1	軽い	少し様子がおかしい	随時	ペア学年、首席、
2	重い	欠席が続く 保護者からも相談	定例会 随時	教頭、首席、指導教諭、養護教諭 生指担当
3	非常 事態	深刻度が高い	臨時	校長、教頭、首席、教務、指導教諭 養護教諭、生指担当、SC（派遣要請）

(4) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組みの推進
 - (ア) 「校内支援部会」で子どもの様子を確認し合う。
特別に支援の必要な児童の状況確認や指導法などの情報交換を行う。
 - (イ) 「元気アンケート」「いじめ調査」等の実施
定期的な調査を実施し、子どもの悩みや人間関係の把握に努める。
- ③ 相談機能の充実
 - (ア) すべての教職員が相談窓口であることを子どもに意識づけ、相談に応ずる。
 - (イ) 中学校のスクールカウンセラーや泉南市教育相談員の存在を学校便り等で周知する。
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修を実施する。
- ⑤ 年間計画を作成しその進捗状況を把握するとともに、各取組の有効性を検証し、学校いじめ防止基本方針の見直しを図る。
- ⑥ いじめ事案が生じた場合は、上記(3)の対応レベルにのっとり、保護者とも密に連携をとりながら迅速かつ積極的に対応する。

4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

泉南市立東小学校 いじめ防止年間計画	
4月	第1回 いじめ対策委員会 （年間計画の確認、問題行動結果を共有） 児童への相談窓口周知 学習参観PTA総会 学校経営方針の説明 わくわくみんなが学び合える学校
5月	家庭訪問週間（家庭での様子の把握） 遠足 縦割り仲間集団の形成
6月	いじめアンケート実施 （4～6年生） 学校元気アンケートの実施 PTA人権研修会や「学校だより」にて「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
7月	個人懇談会 個別の教育ニーズの把握、現状確認 第2回いじめ対策委員会 （状況報告と取組みの検証）
9月	集団の建て直し、見直し
10月	運動会 遠足 助け合える仲間づくり 再確認
11月	いじめアンケート実施
12月	第3回いじめ対策委員会 （状況報告と取組みの検証）
1月	集団の建て直し、見直し
2月	いじめアンケート実施 、 学校元気アンケートの実施
3月	第4回いじめ対策委員会 （年間の取組みの検証）

5. 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年4回定例会を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるかなど進捗状況を把握し取組みの検証をすすめるとともに、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを図る。

第2章 いじめ未然防止のために

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2. いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るために

- ① 教職員に対しては、まず「いじめはどこの学校でも起こるもの」という認識にたって、常に自分や自分の関係する学級集団の人間関係を常に新たな視点で見直す。
- ② 児童に対しては、どんな行為がいじめにあたるのかを話し合う中で理解させ、いじめる人にな

らない、見過ごす人にならない、いじめられたら必ず大人の人に相談することなど、徹底して指導していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために

① コミュニケーション能力を育成する

児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、全ての教科、領域において言語活動の充実を図りながら、伝える力、聞く力を身に付けるようにしたい。人を傷つける言葉も具体的に示して上手に人と関わる方法を教えていきたい。

② 自他の存在を認め合う集団づくり

自他の存在を尊重し合える態度を養い、違いを認め合える集団作りに努める。具体的には、1年生から6年生まで縦割り8グループを作り、1年間、様々な行事で助け合えるようにする。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえた指導上の注意点

いじめが生まれる背景には、いじめる本人の問題として、自己有用感の欠如や対人困難性（人とうまくつき合えない）、耐性欠如／欲求不満耐性欠如（いやなことには我慢できない・つらいことは耐えられない）、欲求不満状態の亢進（欲求不満状態が高じている）、自己中心性（自分さえ良ければいい・自分のことしかあまり考えない）などが考えられる。

① 自己有用感や自己肯定感を育む取組み

- ・全校を8班に分けた縦割り班を組織し一年間を通して様々な学校行事での活動の母体とするなかで異年齢交流を深める。このような所謂斜めの関係の中で、高学年児童は慈しみの心を育み、頼られる心地よさを味わえる。低学年児童は安心感を味わうとともに、高学年児童の背中を見てリーダーに育ってくれるだろう。
- ・わくわく体験活動を積極的に日々の教育活動に取り入れ、様々な個性をもつ子どもたちが活躍できる場を保障する。その際、それぞれの活動のどこで子どもが生きる場面があるかなど具体的に想定して実施できるようにする。

② 道徳教育の充実

- ・いじめを絶対に許さない人権尊重の精神を育むとともに、児童が規範意識を高めていけるよう道徳教育の充実を図る。
- ・どんな言葉で人が傷つくかなど、いじめについて具体的に学び、いじめを許さない態度を身に付けるようにする。

③ 分かりやすい授業づくりを進める

- ・一人一人の学びの状況をつぶさに把握しながら授業を進めるとともに、習熟の時間を確保して、学びの保障に努める。
- ・子どもたち同士の学び合いの時間を設定し、わかる・できるが実感できる授業をつくる。

第3章 早期発見のために

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく

伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力を磨き合っていく。そのための組織、システム作りに努める。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 日常の観察を通して、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。
 - 朝の会や授業中、休み時間、放課後など可能な限り子どもの表情やしぐさなど気になる変化や、遊びの中の友達関係の変化も見逃さないようにする。
 - 行動、服装、持ち物の様子など些細な変化も見逃さないよう「いじめ把握チェックリスト」などを活用する。
- (2) 定期的なアンケート調査の実施
学期に一度のいじめ調査、子ども元気アンケートを実施し子どもたちの生の声を吸い上げるようにする。
- (3) 教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有すること
校内支援委員会、生徒指導委員会や学年相互の相談会を開き、子どもに関する情報交換を行うとともに、指導方法等について相互に指摘し合える学校の雰囲気をつくる。
- (4) 保護者と連携して児童を見守るため、「学校便り」などに、子どもの様子の観察ポイントなどを掲載し、おかしいと感じたときはすぐに学校に相談するよう呼びかける。
- (5) 「学校便り」により、相談体制を広く周知する。
全校生徒の相談を全教職員が常時相談に応じているなど、誰にでも相談できる体制を整え周知する。

第4章 いじめが生じた場合

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) 早期の迅速な対応

いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 組織的な対応

教職員は一人で抱え込まず、速やかにペア学年などで相談する。事態がより深刻な場合はいじめ対策委員会行動レベル2で情報を共有して対応をすすめる。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事態の深刻度により行動レベル3にあげるなど、専門性のある関係機関とも連携をとって対応する。

(3) 教育委員会、関係機関との連携

事実確認の結果、深刻ないじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 被害・加害の保護者への連絡

電話だけで済ませることなく、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

3. いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協

力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や学習発表会、遠足、社会見学等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」、「情報の発信者」として必要な知識を学習する機会を設ける。

【資料1】

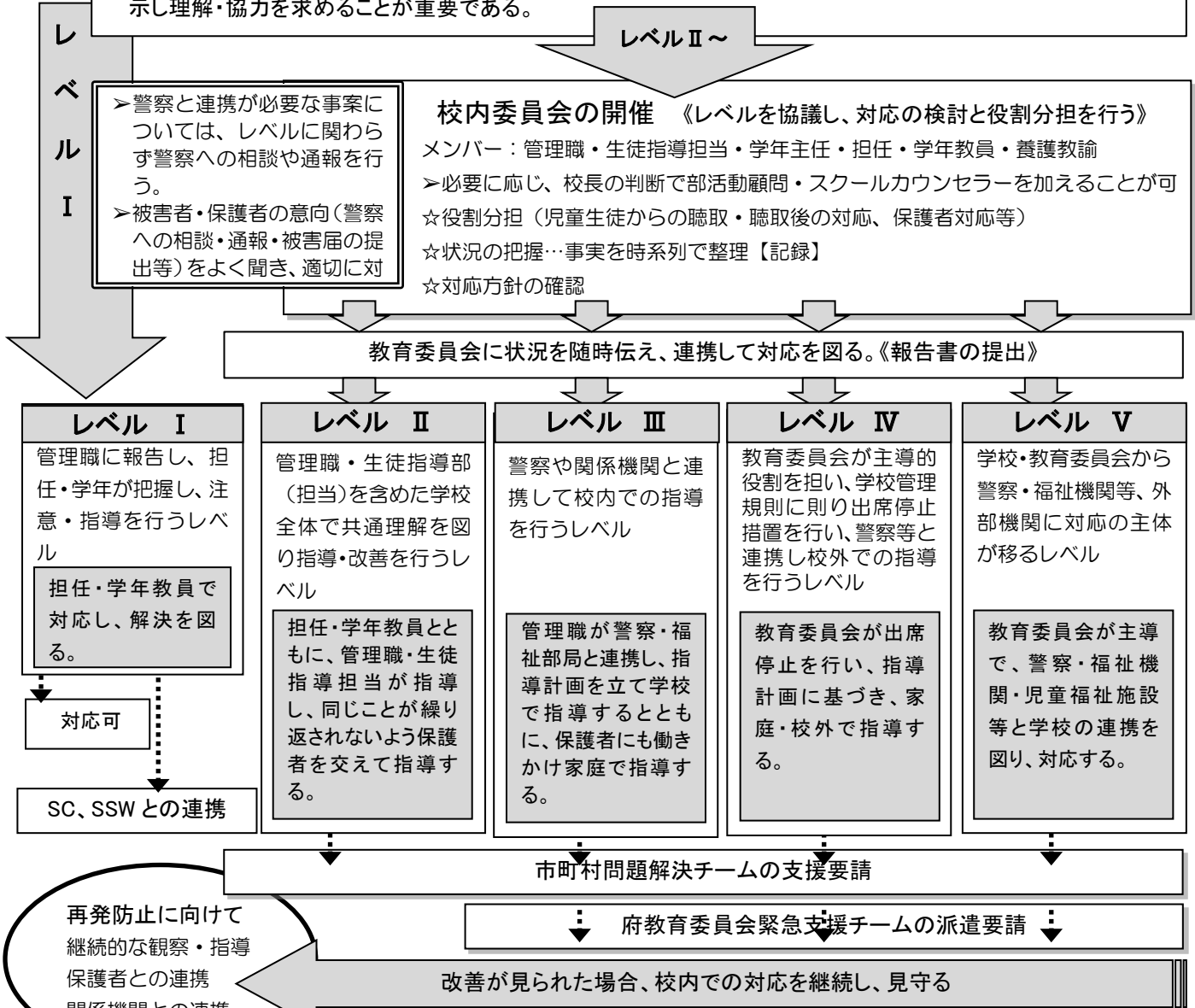
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート 大阪府

ねらい

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ① 加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ② 問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③ 教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④ レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベル

(□いじめ、◇その他問題行動)

□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベル

(□いじめ、◇その他問題行動)

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する

※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベル

(□いじめ、◇その他問題行動)

□暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)

□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらぬもの)

◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



・管理職が警察や子ども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベル

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為 (金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルVに至らないもの)

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルIVとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルVの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。

・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベル

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 (態様・被害の程度・背景事情を考慮する)

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルVとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

【資料2】 いじめ発見チェックシート

1. いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

2. いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人であることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

3. いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どものみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう